この社会あなたの税がいきている

くじ市税だより

No. 104

健康保険の変更は市民課に届け出をお願いします

問市民課国保年金係　☎52-2118

【国保喪失の手続き】（国保保険証の返還）

就職などで職場の健康保険（社会保険など）に加入した場合は、下記のものを持参し手続きください。

❶返還する国保保険証　❷本人確認書類
❸マイナンバー確認書類
❹資格取得証明書または職場の健康保険証

【国保取得の手続き】（国保保険証の交付）

退職などで職場の保険を脱退した場合は、下記のものを持参し手続きをお願いします。

❶本人確認書類　❷資格喪失証明書
❸マイナンバー確認書類

市税や各種料金など納付の確認をしましょう

令和５年度の市税などは、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の第８期（２月29日納期限）が最後の納期です。納期限を過ぎてから納付した場合、督促手数料や延滞金が加算される場合があります。納め忘れがないか確認願います。

納付がない場合、督促状や納税催告書を送付したのち、給与や預貯金などの各種財産の差し押さえを行っています。市税などをすぐに納付できない場合は、お早めにご相談ください。

国民健康保険税を納めていない人には、差し押さえのほか、有効期間の短い「短期保険証」や医療費の全額を一旦自己負担しなければならない「資格証明書」の交付を行う場合があります。

市税（普通徴収）の納付方法一覧

市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の納付方法をお知らせします。　問収納課

	窓口（現金）		電子納付（キャッシュレス）			自動引落
納付方法	金融機関・市役所・山形総合支所など	コンビニエンスストア	スマートフォン決済アプリ		地方税お支払いサイト	□座振替
			• PayPay • LINE Pay	• PayPay • au PAY • ｄ払い • 楽天ペイなど	• クレジットカード • ダイレクト方式（□座登録が必要） • インターネットバンキング • ペイジー番号を発行。ATMなどで納付	
用意するもの	納付書	納付書（バーコード読取）		納付書（eL-QR読取）		事前申し込み
領収証書の有無	○	○	× 納付の履歴は各種アプリなどの明細や通帳記帳で確認できます。			
納税証明書が発行可能になるまでの期間	１週間程度		２週間から１カ月程度かかります。納付後すぐに納税証明書が必要な場合は、領収証書が発行になる窓口で納付しましょう。			１週間程度
備考	営業時間を確認ください。	30万円まで納付できます。30万円を超える納付書にはバーコードは印字されません。			クレジットカード納付を選択する場合は、納付額に応じて「F-REGI公金支払い」サイトのシステム利用料がかかります。	納期限日に引落し

※後期高齢者医療保険料の納付は、窓口納付、□座振替、スマホ決済（PayPay、LINE Pay）が利用できます。

事業主へ～個人住民税の特別徴収はeLTAXを活用しましょう～

問税務課／収納課

個人住民税の特別徴収の手続きには、ｅＬＴＡＸの利用がお勧めです。ｅＬＴＡＸは、地方税にかかる手続きをインターネットを利用して行うシステムです。自宅やオフィスから給与支払報告書の提出や地方税の電子納付（共通納税）が可能です。詳しくは、ｅＬＴＡＸホームページを確認ください。

固定資産税

固定資産税は、毎年１月１日に固定資産（土地・家屋・償却資産）の所有者に賦課されます。税額の算定に必要な届け出などがありますので、確認ください。　問税務課

●家屋調査に協力を

新築・増築された家屋は、税務課職員が家屋調査を行い、課税の基準となる価格を決定します。調査依頼が遅れた場合、入居後の調査となり、ご迷惑をおかけすることが予想されますので、完成日が決まり次第、連絡ください。

●家屋を取り壊した場合の手続き

家屋の建て替えや災害などにより家屋を取り壊した場合、届け出が必要です。翌年度以降の課税が見直しになる場合があるため、解体工事完了後は、速やかに届け出ください。

●住宅用地の特例

居住している住宅用地は、面積に応じて特例措置が適用されます。新たに住宅用地となった、住宅用地でなくなったなど土地の利用方法に変更があった場合は、連絡ください。

●太陽光発電のパネル設置

太陽光発電パネルを設置した場合（一般住宅の屋根を除く）、償却資産の申告が必要です。

土地の評価のため、場所・地積など現況を確認しますので、太陽光発電パネルを設置する場合は速やかに連絡ください。

●所有権移転の手続き

相続や売買を行った場合、未登記家屋の所有権移転は税務課に届け出が必要です。土地や家屋の登記は法務局で手続きを行ってください。

所有者移転の手続きは速やかに届け出ください。

●家屋に対する減額措置

既存住宅のバリアフリー改修工事、耐震や省エネ改修工事などを行った住宅に対して、固定資産税が減額されることがあります。対象や要件、提出書類については、問い合わせください。

軽自動車税（種別割）の各種手続きは期限内に！

軽自動車税（種別割）は、毎年４月１日現在の納税（申告・報告）義務者に課税されています。

当該車両に変更があった場合は、その事由が発生した日から15日以内に手続きする必要がありますので、ご注意ください。　※手続き内容によっては、必要なものが加わることがあります。　問税務課

車両の種類	事由	持参するもの
原動機付自転車（～125cc） 小型特殊自動車	❶住所変更、廃車、市内の人へ譲渡する場合 ⇒久慈市役所税務課 ❷転出、市外の人へ譲渡する場合 ⇒久慈市役所税務課と転出先（新使用者が居住する）の市区町村	○本人確認書類、譲渡証明書（申告書証明欄での証明でも可） ○ナンバープレート（廃車、転出、市外の人に譲渡する場合）
軽三輪 軽四輪	転出、譲渡、廃車などをする ⇒軽自動車検査協会岩手事務所（☎050-3816-1833）または、転出先の軽自動車協会	各対応窓口での手続きとなります。手続き方法など各対応窓口へ問い合わせください。
軽二輪（125超cc～250cc以下） 二輪の小型自動車（250cc 超）	転出、譲渡、廃車などをする場合 ⇒東北運輸局岩手運輸支局 （☎050-5540-2010） または、転出先の運輸支局	

市税などの質問・相談窓口

■市民課　☎52-2118
- ●国民健康保険、後期高齢者医療関係　**国保年金係**

■収納課　☎52-2368
- ●□座振替、納税証明など　**管理係**
- ●納税の方法など　**収納係**

■税務課　☎52-2114
- ●市県民税、軽自動車税、国民健康保険税　**市民税係**
- ●固定資産税（土地・家屋・償却）　**資産税係**